

地方税財源の充実強化に関する決議

平成23年3月11日の東日本大震災により、東日本の太平洋沿岸部は壊滅的被害を受け、加えて福島第一原子力発電所の事故により、我が国の社会経済は深刻な状況に陥っている。現在、被災地の復旧・復興と日本の再生に向け、国・地方を挙げた取組みが行われているところであるが、被災地はもとより、地方全体においても、危機的な財政状況が更に悪化することが懸念される。

一方、政府は去る6月2日に、社会保障改革の具体的方向について「社会保障改革案」として取りまとめ、今月下旬に正式決定する予定としているが、この改革案では地方自治体が実施している社会保障に係る単独事業について配慮が欠けていると言わざるを得ない。これら単独事業の財源については、自治体の課税自主権の拡大による財源確保で調達することを検討する旨の記述があるが、これを単独事業の財源とすることは現実的ではなく、これら単独事業の財源についても、地方消費税をはじめとする地方税財源で確実に保障することが必要である。

今後も基礎自治体としての市が、地域住民のニーズに応え、福祉、教育などの市民生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図っていくためには、持続的かつ安定的な行財政運営が可能となる地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による地方一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関連経費の自然増など増嵩する地方の財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、地方一般財源総額を確保すること。

2. 社会保障改革における地方財源の確保

社会保障と税の一体改革に当たっては、社会保障の多くを地方自治体が運営・給付しており、相当量の単独事業も実施していることから、国・地方を含めた社会保障サービス全体の額について検討を行うとともに、地方自治体の単独事業の財源についても、地方消費税をはじめとする地方税財源で確実に保障することにより、地方自治体の社会保障負担に対する安定的な財源を確保すること。

以上、決議する。

平成23年6月15日

全国市議会議長会